

愛犬・愛猫 くらしの記録手帳

— 毎日のことも、いざという時も —



お名前

ちゃん

越谷市動物管理センター

はじめに

－ 飼 い 主 の み な さ ま へ －

ペットを家族として迎えるということは、
その一生に責任を持つことです。

楽しいときも、大変なときも、
日々のくらしを共に重ねていく存在だからこそ、
『正しい知識』と『日頃からの備え』が大切です。

この手帳は、日常の記録と、いざという時の準備を
まとめておくためのものです。
ご家族で共有しながら、継続してご活用ください。

まずは、1～5ページのプロフィール情報から記入して
みましょう。

写真貼付欄

飼い主とペットと一緒に写った写真を貼っておくと
万一の際の確認に役立ちます。

ペットの情報



プロフィール

医療・健康情報

手続きとマナー

災害への備え

その他

◆ペットの情報

名 前	(呼び名・愛称 :)		
種 別	☐ 犬 ☐ 猫	品 種	
生年月日	年 月 日	毛 色	
性 別		不妊去勢	☐ 済 ☐ 未
特 徴			

◆飼い主の情報

氏 名			
住 所	〒 -		
電 話 番 号	携帯 :	自宅 :	
	(緊急連絡先 :)		
メ ー ル			

◆登録・識別情報

マイクロチップ番号			
マイクロチップ 情 報 登 録 先	☐ 環境省	☐ 日本獣医師会 (AIPO)	
	☐ その他 ()		
登 録 番 号【犬】	☐ マイクロチップ番号と同じ		
登 録 年 月 日【犬】	年	月	日

ペットの情報



◆性格・行動上の注意点

性 格	
好きなこと 好きなもの	
落ち着く対応 安心する環境	
苦手なこと 苦手なもの	
問題行動 注意すべき行動	
特記事項	

◆ペット保険情報

保険会社名			
電話番号		証券番号等	
特記事項			

◆近隣の指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所 ※災害から一時的に避難するための施設、公園、高台等

--

指定避難所 ※災害により自宅が使用できない場合に、一定期間生活を送る施設

--

かかりつけ先情報



◆かかりつけ動物病院

病 院 名	(担当獣医師 :)		
住 所	〒 -		
電 話 番 号			
診 察 時 間		休 診 日	

◆ペットホテル等

預 け 先	☐ ペットホテル ☐ ペットシッター ☐ 親類・知人 ☐ その他 ()
施 設 名 (氏名)	
住 所	〒 -
電 話 番 号	
特 記 事 項	

◆トリミングサロン

施 設 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	
特 記 事 項	

もしもの時に備えて

飼い主には、ペットがその命を終えるまで、適切に飼う責任があります。
しかし、病気や事故、入院、災害などにより、突然ペットのお世話ができなくなることもあります。

万が一のときに備え、日頃から準備をしておきましょう。

安心してペットと暮らすための備え

急な出来事への備え (事故・入院・災害など)

- ✓ ペットの一時預かり先（親族・ペットホテルなど）を決めておく。
- ✓ ペットの情報をまとめておく。
- ✓ ペットの防災対策を行う。 **P18**

将来への備え (入院・施設入所など)

- ✓ 万が一に備え、新しい飼い主を探しておく。
- ✓ 飼育できる数を超えてペットを増やさない。



日頃からの備え

- ✓ 不妊・去勢手術を行う。
- ✓ ペットの健康管理やしつけを行う。 **P16**
- ✓ 日頃から部屋を清潔にしておく。
- ✓ ペットの世話や部屋の清掃を頼める人・業者を調べておく。
- ✓ 逸走防止対策と所有者明示を行う（鑑札[犬]、迷子札、マイクロチップ等）。



お世ができなくなったときをお願いする方

氏 名		関 係 性	
住 所			
電 話 番 号		本人の承諾	☐ 有 ☐ 無
特 記 事 項			



飼い主が一時的にお世話が続けられなくなった場合でも、日常のお世話が円滑に引き継がれるよう、必要な情報をまとめておきましょう。

◆食事・給餌

主 食 (フード名・メーカー)			
種 類	☐ ドライ ☐ ウェット ☐ その他()		
1 回量(目安)		1 日 の 回 数	
注 意 点 (アレルギー等)			

◆運動・行動・遊び

運 動 の 種 類	☐ 散歩 ☐ 室内運動 ☐ その他()
ル ー ト ・ 場 所 の 特 徴 (例：決まったコース/高所を好む/人込みが苦手 等)	
散 歩 ・ 運 動 時 の 注 意 点 (例：引っ張り/吠え/他動物への反応 等)	

◆その他伝えておきたいこと

--

[illegible]

ノミ・ダニなどの予防記録



プロフィール

医療・健康情報

手続きとマナー

災害への備え

その他

年	駆虫日													
	ノミ・ダニ							フィラリアなど						
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

現在の健康状態・既往歴



◆現在治療中の病気

☐ なし ☐ あり（以下に記入）

病名・症状		診断時期	年	月
現在の状況	☐ 治療中 ☐ 経過観察 ☐ 治療終了			
使用している薬（ある場合）				
薬の名前		用法・用量		

病名・症状		診断時期	年	月
現在の状況	☐ 治療中 ☐ 経過観察 ☐ 治療終了			
使用している薬（ある場合）				
薬の名前		用法・用量		

病名・症状		診断時期	年	月
現在の状況	☐ 治療中 ☐ 経過観察 ☐ 治療終了			
使用している薬（ある場合）				
薬の名前		用法・用量		

病名・症状		診断時期	年	月
現在の状況	☐ 治療中 ☐ 経過観察 ☐ 治療終了			
使用している薬（ある場合）				
薬の名前		用法・用量		

※詳しい検査結果や処方内容は、診療明細などとあわせて保管しておきましょう。

ペットの健康メモ



診察内容や気になったことを自由に記録しておきましょう。

日付

内容

プロフィール

医療・健康情報

手続きとマナー

災害への備え

その他

人獣共通感染症について

動物から人に感染する病気のことを「人獣共通感染症（動物由来感染症）」といいます。

犬や猫もこれらの病原体を保有していることがあるため、正しい知識と衛生管理が大切です。

犬猫由来の主な感染症

咬傷・引っかき傷などから感染

パストレラ症

犬や猫の口腔内などに存在するパストレラ菌による感染症です。

咬み傷や引っかき傷をきっかけに、皮膚の腫れや化膿、発熱などを起こすことがあります。

猫ひっかき病

猫の爪などに付着している菌により感染します。

引っかき傷の後、数日から数週間して発熱やリンパ節の腫れがみられることがあります。

カプノサイトファーガ感染症

犬や猫の口腔内に存在する細菌による感染症です。

主に咬傷・かき傷から感染しますが、傷口をなめられて感染することもあります。

まれに重症化することがあるため、高齢者や基礎疾患がある方は注意が必要です。

排泄物などから感染

トキソプラズマ症

トキソプラズマという寄生虫による感染症で、猫の排泄物を介して感染することがあります。

妊婦の初期感染では胎児にも感染して、流産や死産、先天性トキソプラズマ症を引き起こす可能性があります。妊娠中の方や免疫力の低い方は特に注意が必要です。

排泄物の適切な処理と手洗いを徹底しましょう。

マダニなどから感染

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)

主にマダニに刺されることで感染するウイルス感染症で、発症した猫や犬の体液からも感染することが報告されています。

発熱や倦怠感、消化器症状などがみられることがあります。

屋外活動後はマダニの付着を確認し、日頃から予防対策を行いましょう。





感染を防ぐために日常生活で注意してほしいこと

動物と暮らす中で、細菌やウイルスなどが人に感染することがあります。日頃から次の点に心がけましょう。

過剰な触れ合いは控えましょう

動物の口の中には細菌やウイルスが存在することがあります。

口移しでの給餌や食器の共用、口元や目をなめさせるなど、過度な接触は控えましょう。

動物に触ったら手洗いを

動物の毛や唾液などに病原体が付着していることがあります。

動物に触った後は、流水と石けんで丁寧に手を洗いましょう。



飼育環境を清潔に

ブラッシングや爪切りをこまめに行い、寝床や敷物も清潔に保ちましょう。

タオルや食器類は定期的な洗浄を心がけましょう。



糞尿は速やかに処理を

糞尿には病原体が含まれることがあります。

直接触れないよう注意し、こまめに処理しましょう。



生肉は与えないように

生肉や加熱不十分な肉には、寄生虫や食中毒菌が含まれることがあります。

十分に加熱し、食べ残しは早めに片付けましょう。



野生動物との接触は避けましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているかわかりません。

安易に触るのは控え、家庭での野生動物の飼育は避けましょう。

人獣共通感染症(動物由来感染症)に関する最新の情報や予防方法は、厚生労働省ホームページ「動物由来感染症」をご覧ください。



動物由来感染症
(厚生労働省)

犬の登録と狂犬病予防注射について



狂犬病は、人を含めたすべての哺乳類に感染し、発症すると死に至る恐ろしい病気です。社会全体を感染症から守るため、飼い主には**狂犬病予防法**で以下のことが義務付けられています。

犬の登録

犬を飼い始めた日(子犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に市区町村へ登録申請を行い、鑑札の交付を受けることが義務付けられています。

※なお、マイクロチップを装着し、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録されている場合、そのマイクロチップが鑑札とみなされるため、市窓口での登録手続きは不要です。



【犬鑑札(見本)】



【狂犬病予防注射済票(見本)】

狂犬病予防注射

犬の飼い主は、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

動物病院や集合狂犬病予防注射などで注射を受けさせ、申請を行い、狂犬病予防注射済票の交付を受けましょう。

交付された鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず愛犬に装着しましょう！

💡 マイクロチップについて

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mmほどの小さな電子標識で、動物の皮下に装着して個体を識別するものです。

専用の読み取り機で15桁の番号を読み取ることで、登録された飼い主の情報を確認することができます。

迷子や災害などでペットが飼い主と離れてしまった場合でも、マイクロチップが装着されていれば、保護された際に飼い主のもとへ戻る可能性が高まります。



※令和4年6月からは、犬や猫を販売する事業者にマイクロチップの装着と登録が義務化されています。新しく犬や猫を迎えた場合は、登録されている飼い主情報を新しい飼い主の情報へ変更する手続きが必要です。なお、一般の飼い主による装着は努力義務ですが、迷子対策として有効な方法の一つです。

詳しくは、こちらから



マイクロチップに関するQ&A
(環境省)



犬と猫のマイクロチップ情報登録
(環境省)

犬のその他の行政手続き



次のような場合にも、手続きが必要です。

鑑札・狂犬病予防注射済票を紛失したとき

再交付の手続きが必要です。※再交付には手数料がかかります。

飼い犬が死亡したとき

登録している犬が死亡したときは、30日以内に死亡の届出が必要です。

市内で犬の所有者・所在地が変わったとき

変更があった日から30日以内に、登録事項変更届を提出してください。

他市区町村へ転出するとき

越谷市での手続きは不要です。

転出先の市区町村で登録事項変更届を提出してください。

※手続きの方法・手数料等は、転出先の市区町村のホームページをご確認ください。

※環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録されたマイクロチップを装着している場合は、同サイトで変更・死亡の手続きを行ってください。

その場合、市区町村窓口での手続きは不要です。



担当課：保健所生活衛生課
所在地：越谷市東越谷10-31
電話：048-973-7532



犬の登録等手続きについて
(越谷市ホームページ)



犬と猫のマイクロチップ情報登録
(環境省)

海外へ渡航するとき

飼い犬を海外へ連れて行く場合は、輸出入の検疫手続きが必要です。

渡航先によって必要な条件が異なりますので、数か月以上の余裕をもって動物検疫所へご相談ください。

飼い主が守ること（法律・条例）



犬や猫を飼うことは、命を預かる責任を伴います。

飼い主には、関係する法律や条例に基づき、適切に飼養する義務があります。社会の一員として、ルールを守り、周囲に配慮した飼い方を心がけましょう。

飼い主の責務

— 動物の愛護及び管理に関する法律 —

適正飼養と迷惑防止

動物の健康と安全を守るとともに、鳴き声や臭いなどで近隣に迷惑をかけないように適正に飼養すること

終生飼養

動物がその命を終えるまで、責任を持って飼養すること



所有者明示

迷子や災害に備え、マイクロチップや迷子札などで所有者を明らかにすること



逸走防止

首輪や囲いなどを適切に管理し、動物が逃げ出さないようにすること



繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理ができなくなることをないように不妊・去勢手術等を行うこと

感染症予防

動物に関する感染症について正しい知識を持ち、日頃から予防に努めること



P10

飼い主の遵守事項

— 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 —

適正にえさ及び水を与えること

適正に飼養できる施設を設けること

疾病の予防等、健康管理を行うこと

汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を清潔に保つこと

鳴き声や悪臭等により、人に迷惑をかけないこと

逸走した場合は、自らの責任で捜索し、収容に努めること

公共の場所や他人の土地等を汚損させないこと

災害に備え必要な準備を行い、発災時には適切に管理すること



犬の飼い主が守ること（条例）



犬の飼い主の遵守事項

— 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 —

- ・ 犬はリード等で確実につなぐか、囲いの中で飼養すること。
- ・ 咬みつくおそれのある犬は、口輪をつけるなど適切に管理すること。
- ・ 犬を飼っていることが分かる表示を、見やすい場所に掲示すること。
- ・ 犬の種類や健康状態に応じて、適切に運動させること。【犬門標シール（見本）】



咬傷事故発生時の措置

— 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 —

- ・ 飼い犬が人を咬むなどして人の生命または身体に害を加えたときは、飼い主は直ちに動物管理センターへ事故の届出を行い、あわせて狂犬病の疑いの有無について、飼い犬を獣医師に検診させること。
- ・ けがをされた方への適切な応急処置を行ったうえで、動物管理センターへご連絡ください。

窓口

担当課：保健所生活衛生課 動物管理センター
所在地：越谷市増森1-5-1
電話：048-969-8511



飼い犬が人を咬んだとき
（越谷市ホームページ）

犬の飼い主の責務

— 越谷市まちをきれいにする条例 —

- ・ 飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携帯すること。
- ・ ふんは処理用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。
- ・ 公園、道路等の公共の場所にふんを放置しないこと。



犬のしつけと健康管理



犬が地域の中で安心して暮らすためには、適切なしつけと日頃の健康管理が大切です。

事故やトラブルを防ぐため、責任ある飼養を心がけましょう。

しつけの基本

- ✓ 待て・お座り・おいでなどの基本動作を身につけましょう。
- ✓ 散歩時は必ずリードやハーネスを使用しましょう。
- ✓ 無駄吠えや飛びつきなど、人に迷惑となる行動を防ぎましょう。

クレート（ケージ）に慣らす

- ✓ ケージを安心できる場所として、日頃から慣らしましょう。
- ✓ 災害時や通院時にも落ち着いて過ごせるよう備えましょう。

健康管理

- ✓ 必要なワクチン接種、ノミ・ダニなどの寄生虫の予防を行いましょう。
- ✓ 定期的に健康診断を行いましょう。
- ✓ 適正体重を維持しましょう。
- ✓ 不妊去勢手術を行いましょう。

飼養環境

- ✓ 清潔な環境を保ちましょう。
- ✓ 逸走防止対策を行いましょう。



犬・猫に与えてはいけない食べ物

人の食べ物の中には、犬や猫に健康被害を及ぼすものがあります。次の食品は与えないようにしましょう。

与えてはいけないもの

ネギ類

(玉ねぎ・長ねぎ・にら・にんにく等)

赤血球を破壊し、貧血などを引き起こすおそれがあります。



チョコレート

嘔吐や下痢、けいれんなどの中毒症状を引き起こすおそれがあります。



キシリトール（ガム等）

血糖値の低下や嘔吐、肝不全などを引き起こすおそれがあります。



ぶどう・干しぶどう

嘔吐や下痢などを引き起こし、重度になると腎不全の原因になることがあります。



鶏の骨

鶏の骨は縦にさけやすいため、のどや消化管を傷つける危険があります。



生の魚介類

(貝類・イカ・タコ・エビ・カニ等)

ビタミンB1を分解する成分を含むものがあり、ビタミンB1欠乏症を引き起こすおそれがあります。



猫のしつけと健康管理

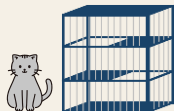


猫が健康で安心して暮らすためには、室内環境を整え、適切な管理を行うことが重要です。

猫の習性を理解し、責任ある飼養を心がけましょう。

室内飼育

- ✓ 交通事故や感染症、迷子、近隣トラブル等の予防につながりますので、室内で飼養しましょう。



クレート（ケージ）に慣らす

- ✓ 日頃から部屋に置き、安心できる場所にしましょう。
- ✓ 災害時や通院時にも落ち着いて過ごせるよう備えましょう。



健康管理

- ✓ 必要なワクチン接種やノミ・ダニなどの寄生虫の予防を行いましょう。
- ✓ 定期的に健康診断を行いましょう。
- ✓ 適正体重を維持しましょう。
- ✓ 不妊去勢手術を行いましょう。

飼養環境

- ✓ トイレを清潔に保ちましょう。
- ✓ 複数飼養している場合は、頭数に応じたスペースとトイレを確保しましょう。
- ✓ 爪とぎや落ち着ける場所を設置しましょう。



※ここに記載した食品は一例であり、すべてを網羅したものではありません。

人の食べ物を与える際は安全性を確認し、誤食が疑われる場合は、速やかに動物病院へ相談してください。

注意が必要なもの

レバー

レバーに含まれるビタミンAを過剰に摂取すると、食欲不振、関節炎を引き起こすおそれがあります。



ホウレン草

シュウ酸が多く含まれているため、シュウ酸カルシウム尿石症の原因になるおそれがあります。



カフェイン

（コーヒー・緑茶・紅茶等）

カフェインによって、下痢、嘔吐、体温異常、多尿、尿失禁、てんかん発作などを引き起こすことがあります。



生肉

有害な寄生虫や細菌が存在する可能性が高いため、注意が必要です。与える際は加熱調理を行いましょう。



生卵（生の卵白）

生の卵白を与え続けると、ビオチンが欠乏し、皮膚炎、成長不良を引き起こすことがあります。
※加熱調理済あるいは全卵であれば問題ありません。



にぼし・海苔

マグネシウムが過剰となり、尿路疾患を引き起こすことがあります。



出典：環境省「飼い主のためのペットフード・ガイドライン～犬・猫の健康を守るために～」

日頃からの備え

災害は、いつ起こるか分かりません。

いざというときに慌てることのないよう、家族と大切なペットが安全に避難できるよう、日頃から備えておきましょう。

① 避難場所と避難ルートの確認

本市では、すべての指定避難所でペットとの「同行避難」を受け入れています。
自宅から最寄りの避難所と安全な避難経路を確認しておきましょう。

※「同行避難」とは、避難所等の安全な場所にペットとともに避難することであり、避難所では指定された場所で飼育します。避難所で人とペットが同じ空間で生活することを意味するものではありません。



指定緊急避難場所・指定避難所
(越谷市ホームページ)

② 逸走防止対策と所有者明示

災害時には、驚いたペットが逃げてしまい、迷子になってしまう可能性があります。保護された際に無事に飼い主の元に戻れるよう、普段から身元を示すものをつけましょう。

さらに、首輪などが取れてしまったときの確実な身元証明として、マイクロチップの装着といった二重の対策を取りましょう。

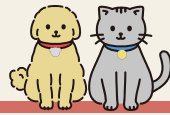


③ 自宅の安全対策

家具の転倒防止や落下防止対策を行いましょう。

ケージの設置場所は、窓ガラスや倒れやすい家具から離します。

飼い犬が屋外飼育の場合は、周囲に倒壊のおそれがあるものがないか確認しましょう。



④ 日頃のしつけと健康管理

避難所で安心して過ごすためには、周囲の方への配慮も大切です。 **P16**
 日頃からのしつけと健康管理について、以下のポイントに気をつけましょう。

- ☐ 「待て」、「お座り」などの基本的なしつけをする。
- ☐ むやみに吠えないようにする。
- ☐ 狂犬病予防注射の接種【義務】。
- ☐ 室内で飼養する(放し飼いだと災害時に行方不明になることが多い)。
- ☐ 各種ワクチンの接種。
- ☐ ノミ・ダニなどの寄生虫及びフィラリア症の予防。
- ☐ 日頃からクレート(ケージ)にならす。
- ☐ 決められた場所で排泄できるようにする。
- ☐ 人や動物に慣らす。
- ☐ 身体を清潔に保つ。
- ☐ 不妊・去勢手術の実施。



⑤ 備蓄品と避難用具の準備

避難所にはペット専用の備蓄品はありませんので、日頃から必要な用品を備えておきましょう。

フードなどは普段から少し多めに備え、使った分を買い足す「ローリングストック」を心がけましょう。

備蓄品・非常時に持ち出すもの

優先順位 1 … 命や健康に関わるもの

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 療法食・薬 | ☐ フード・水(少なくとも5日以上) |
| ☐ 予備の首輪・リード | ☐ クレート(ケージ)など |
| ☐ ペットシート | ☐ 食器 ☐ 排泄物の処理用具 |



優先順位 2 … 飼い主や動物の情報

- ☐ この手帳など(ワクチンの接種状況、既往歴、かかりつけの動物病院などの情報)

優先順位 3 … ペット用品

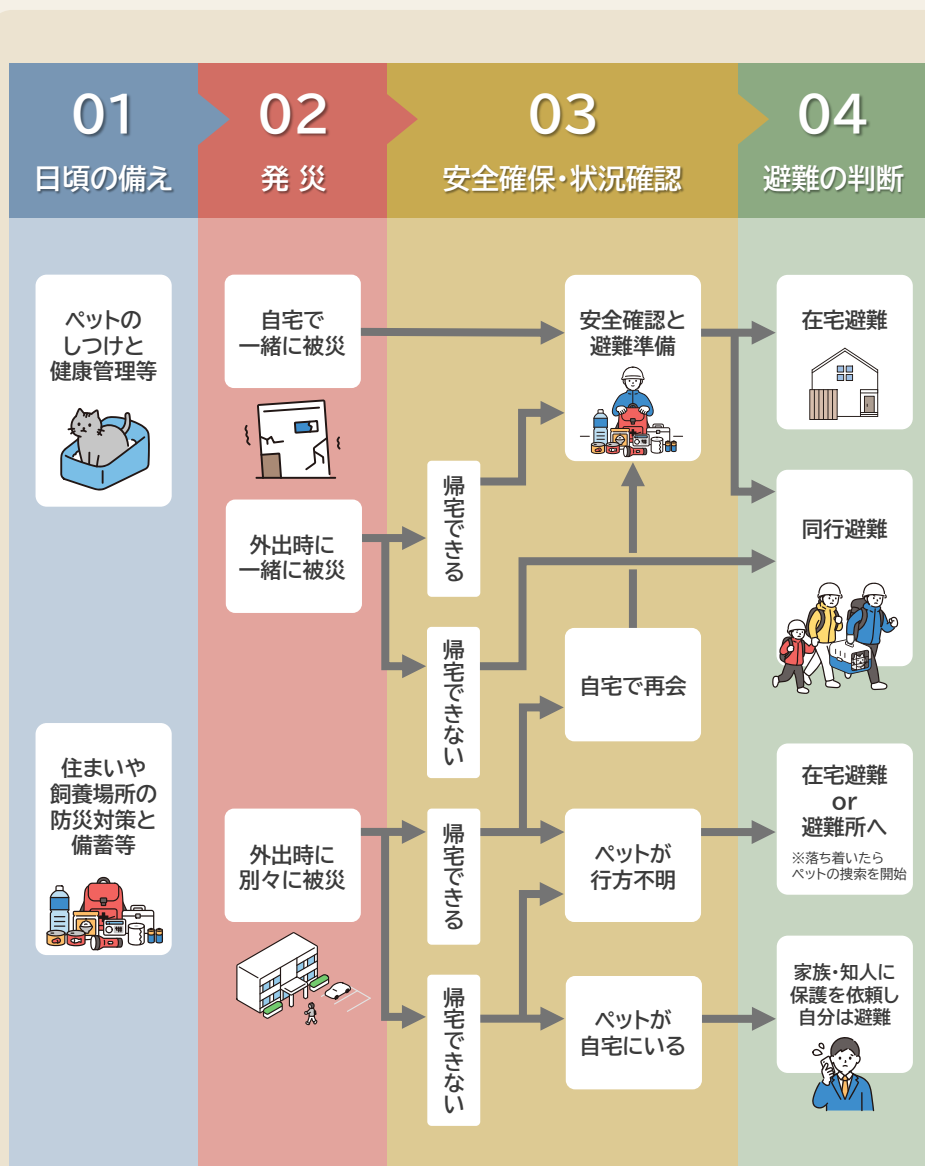
- | | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| ☐ タオル、ブラシ | ☐ ウェットシート | ☐ ビニール袋 | ☐ ペットのおもちゃ |
| ☐ ガムテープ | ☐ 新聞紙、マジック | ☐ 洗濯ネット(猫の保護や保定の際に使用) | |

災害時の避難の流れ



災害が発生したときの状況は、一人ひとり異なります。

自宅にいる場合、外出している場合など、さまざまな場面を想定しながら、ペットとの避難方法や避難先についてあらかじめ考えておきましょう。



出典：環境省「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編）」

避難所での過ごし方



住まいでの生活が難しくなった場合は、ペットとともに避難します。

避難所では、ペットは大切な家族であると同時に、周囲への配慮が必要な存在でもあります。決められたルールを守りながら、お互いに気持ちよく過ごせるよう心がけましょう。

① 受付・確認

- ・ 受付でペットを同伴していることを伝えます。
 - ・ 飼育場所や避難所のルールを確認します。
 - ・ 健康状態やワクチンの接種状況などを確認される場合があります。
- ※運営方法は避難所ごとに異なります。



② 飼育スペースの利用

- ・ ペットは指定された飼育スペースで管理します。
- ・ 原則として、人の生活スペースとは分けて飼育します。
- ・ クレート(ケージ)に入れるか、リードでつないで管理します。



③ 飼い主の役割

- ・ 飼育場所は、常に清潔に保ちます。
- ・ 給餌は時間を決めて行い、その都度きれいに片付けます。
- ・ 排泄物は責任をもって処理し、決められた方法で処分します。
- ・ 運動やブラッシングは、屋外の指定された場所で行います。

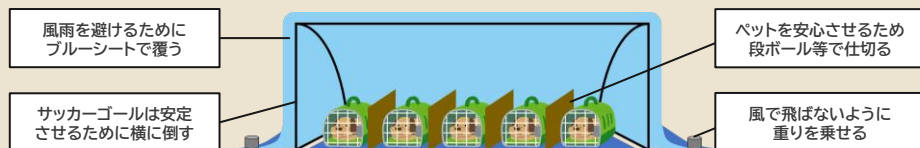


ほかの飼い主と声をかけ合い、協力しながら適切な飼育環境を保ちましょう。



ペットの飼育場所の設営例（屋外）

避難所でのペットの飼育スペースは避難所ごとに異なります。校庭や中庭など、ペットの飼育スペースが屋外に指定されている場合は、風雨を避けるなど、安全に飼育するための工夫をしましょう。



【サッカーゴールを利用した飼育スペースの設営例】

ペットの寿命と老化



犬や猫は、私たちよりも速いスピードで年を重ねます。元気に見えていても、年齢とともに体や生活に様々な変化が現れます。

高齢期を安心して過ごせるよう、寿命の目安や老化のサインについて理解しておきましょう。

犬・猫の平均寿命

犬の平均寿命



超小型犬	15.28 歳
小型犬	14.59 歳
中・大型犬	13.63 歳

猫の平均寿命



外に出ない猫	16.23 歳
外に出る猫	15.12 歳

出典：一般社団法人ペットフード協会
「令和7年全国犬猫飼育実態調査」

犬・猫の老化のサイン

気になるサインが見られたら、早めに動物病院に相談しましょう。

- ☐ 目が白く濁ってきた
- ☐ 耳が遠くなった
- ☐ 散歩を嫌がるようになった
- ☐ 足腰が弱くなった
- ☐ 食欲が落ちてきた
- ☐ 毛づやが衰えてきた
- ☐ 白髪が目立ってきた
- ☐ 抜け毛が増えた
- ☐ 寝ている時間が増えた
- ☐ トイレの失敗が増えた

人間の年齢に換算した犬・猫の年齢の目安

犬・猫の年齢	人間の年齢に換算した年齢	
	小・中型犬猫	大型犬
1 歳	15 歳	12 歳
2 歳	24 歳	19 歳
3 歳	28 歳	26 歳
4 歳	32 歳	33 歳
5 歳	36 歳	40 歳
6 歳	40 歳	47 歳
7 歳	44 歳	54 歳
8 歳	48 歳	61 歳
9 歳	52 歳	68 歳
10 歳	56 歳	75 歳
11 歳	60 歳	82 歳
12 歳	64 歳	89 歳
13 歳	68 歳	96 歳
14 歳	72 歳	103 歳
15 歳	76 歳	110 歳
16 歳	80 歳	117 歳
17 歳	84 歳	124 歳

※品種や飼育環境等によって違ってきます。

出典：環境省「捨てず 増やさず 飼うなら一生」

ペットの介護とみとり



ペットの介護は飼い主にとって重要な問題です。

一人で抱え込まず、家族と協力したり、かかりつけの動物病院に相談し、無理なく続けられる方法で向き合しましょう。

終末期に向けた準備

相談

かかりつけの動物病院に、「緩和ケア」「終末期ケア」について、いまの健康状態とあわせて聞いておくとう安心です。

話し合い

最期をどこで迎えるか、どんなケアを望むか、費用面も含めて家族で共有しておきましょう。

介護用品の準備

滑り止めマット、介護用ハーネス、流動食など、必要になる前に調べておくとう慌てずに済みます。

ペットが亡くなった後にする手続き

犬の場合

- ☐ 死亡届の提出
※狂犬病予防法に基づき
速やかに提出してください。

P13

犬・猫共通で必要な手続き

- ☐ マイクロチップの死亡登録



犬と猫のマイクロチップ 情報登録
(環境省)



マイクロチップ 登録申請システム
(日本獣医師会[AIPQ])

火葬・埋葬について

越谷市斎場（動物火葬炉）ではペットの火葬を行っています。
詳しくは越谷市斎場（TEL. 048-960-6800）にお問い合わせください。
※市では、ペット死体の回収や納骨は行っていません。

ご希望の場合は、民間の動物霊園等にお問い合わせください。（越谷市ホームページ）



動物火葬炉
(越谷市ホームページ)

ペットロスについて

大切な家族を失った後、深い悲しみや無気力感を覚えることは、ごく自然な感情です。一人で抱え込まず、信頼できる方に気持ちを話すことも大切です。
つらい気持ちが続き、日常生活に支障が出るような場合は、医療機関等への相談もご検討ください。



Q. ペットが迷子になってしまいました

まずは周辺を探すとともに、管轄の警察署および動物管理センターに迷子の届出をしましょう。



ペットが迷子になったり保護したとき
(越谷市ホームページ)

Q. 飼い犬が人を咬んでしまいました

まずは被害者の応急対応を行い、速やかに医療機関を受診していただきましょう。その後、動物管理センターへ連絡してください。

P15



飼い犬が人を咬んだとき
(越谷市ホームページ)

Q. ペットが飼えなくなりました

飼えなくなった場合は、新しい飼い主を見つけることも飼い主の責任です。

まずは、家族や親戚、知人などに相談するほか、譲渡サイトなどを活用して新しい飼い主を探すことを検討してください。

動物福祉の観点から、動物管理センターでは原則として引き取りを行っていませんが、やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

Q. 犬や猫を飼うときに必要な手続きはありますか

犬を飼う場合は、市区町村への登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。

P12

また、犬や猫を合計10頭以上飼養している場合は、県条例に基づき多数飼養の届出が必要です。



多数の犬猫を飼養する場合
(越谷市ホームページ)

さらに、市街化区域内で犬を10頭以上飼養する場合は、化製場法に基づく許可が必要となる場合があります。



化製場法による動物の飼養等の許可について
(越谷市ホームページ)

Q. ペットが亡くなったときはどうすればよいですか

犬の場合は、市区町村への死亡届が必要です。

また、犬や猫にマイクロチップを装着している場合は、登録情報の変更(死亡登録)を行ってください。

P23

その他、動物の飼育について気になることがありましたら、動物管理センターへご相談ください。

連絡先は裏表紙をご確認ください。

Memo

プロフィール

医療・健康情報

手続きとマナー

災害への備え

その他

ペット・動物に関する相談先

◆市の相談窓口

窓口	内容	連絡先
保健所生活衛生課 (越谷市東越谷10-31)	犬の登録に関すること	048-973-7532
動物管理センター (越谷市増森1-5-1)	ペット・動物に関すること	048-969-8511
環境政策課	野生動物に関すること	048-963-9183
斎場	ペットの火葬に関すること	048-960-6800
資源循環推進課 リサイクルプラザ業務担当	飼い主不明の動物死体に関すること	048-976-5375

◆その他の連絡先（必要と思われる連絡先を自由にご記入ください。）

機関・施設	内容	連絡先
越谷警察署 (越谷市東越谷6-27-6)	ペットの迷子、動物に関する通報に関すること	048-964-0110
	かかりつけの動物病院	
	夜間・休日の動物病院	

愛犬・愛猫 ぐらしの記録手帳

越谷市保健所 生活衛生課

犬の登録に関する相談

生活衛生課
〒343-0023
越谷市東越谷10-31
Tel:048-973-7532

ペット・動物に関する相談

動物管理センター
〒343-0012
越谷市増森1-5-1
Tel:048-969-8511

【受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日・年末年始を除く】

令和8年6月発行